

令和6年6月3日

職員の懲戒処分について

中央区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 被処分者

(1) 職層

主事

(2) 所属

企画部

(3) 年齢

34歳

2 事件概要

被処分者は、令和6年3月28日に不同意性交等罪の容疑で逮捕されたが、その後、同年4月17日付けで不起訴処分となった。刑事上の責任は問われなかったが、一連の行動は地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するものと認められる。

3 処分内容

停職3月

4 処分年月日

令和6年5月31日